

学校法人 国際学園寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人 国際学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を神奈川県横浜市青葉区さつきが丘 8 番 80 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法に従い、学校教育を行なうことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 星槎大学
大学院 教育学研究科 (通信制)
大学院 教育実践研究科
共生科学部 共生科学科 (通信制)
- (2) 星槎国際高等学校 (通信制)
- (3) 星槎もみじ中学校

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上9人以下
- (2) 監事 2人

2. 理事のうち1人を理事長とし、理事会において出席理事の3分の2以上の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人が設置する学校の長のうちから理事会において選任した者

1人以上2人以下

- (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人以上4人以下
 - (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 2人以上3人以下
2. 前項第1号及び第2号の理事は、この法人が設置する学校の長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

- 第7条 監事は、この法人の理事、職員(学長(校長)、教員、その他の職員を含む。以下同じ。)評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
2. 前項の選任にあつては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
3. 監事は、次の号に掲げる職務を行う。
- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正な行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
4. 前項第6号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
5. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(外部役員の選任)

第8条 理事又は監事には、それぞれの選任の際、現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

2. 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際、現に当該学校法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際、現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。

(親族関係者等の制限)

第9条 この法人の役員の選任にあたっては各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれることになってはならない。

(役員任期)

第10条 役員(第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2. 役員は、再任されることができる。

3. 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務(理事長にあつては、その職務を含む)を行なう。

(役員補充)

第11条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第12条 役員が次の号の一に該当するに至ったときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき。

2. 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(役員報酬)

第13条 役員は、この法人が設置する学校の会計、又は法人本部会計から別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額の報酬を受けることができる。

(理事会)

第14条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

2. 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
3. 理事会は、理事長が召集する。
4. 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを召集しなければならない。
5. 理事会を召集するには、各理事及び各監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
6. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
7. 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
8. 理事長が第4項の規定による召集をしない場合には、召集を請求した理事全員が連名で理事会を召集することができる。
9. 第7条第4項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
10. 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため、過半数に達しないときは、この限りでない。
11. 前項の場合において、理事会に付議される事項につき、書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
12. 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
13. 理事は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事件又は、自己若しくはこれらの者に直接の利害関係のある事件については、その議事及び議決に加わることができない。ただし、理事会の同意があるときは、会議に出席し発言することができる。

(業務の決定の委任)

第15条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定められたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事長の職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第17条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第18条 この法人に1人以上の副理事長を置くことができる。

2. 副理事長は理事会において理事のうちから指名され、理事長を補佐する。
3. 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。
4. 副理事長は前項の指名された理事とみなす。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2名及び出席した監事のうち1名が記名押印（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名又は記名電子印）し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
3. 利益相反取引に関する承認の議決については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第20条 この法人に、評議員会を置く。

2. 評議員会は、11人以上19人以下の評議員をもって組織する。
3. 評議員会は、理事長が召集する。
4. 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項

を示して評議員会の召集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを召集しなければならない。

5. 評議員会を召集する場合には、各評議員及び各監事に対して会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
6. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
7. 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
8. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。ただし、12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
9. 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
10. 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
11. 議長は評議員としての議決に加わることができない。
12. 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 第19条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞金その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給基準
- (5) 寄附行為の変更

- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 3人以上5人以下
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上のものうちから、理事会において選任した者 3人以上5人以下
 - (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 5人以上9人以下
2. 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第25条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2. 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第26条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2. 評議員は、次の理由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2. 基本財産は、この法人の設置する学校中に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
4. 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は定額郵便貯金若しくは定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学料収入、検定料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(予算及び事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第32条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2. この法人の事業に関する中期的な計画は、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価の結果を踏まえて、原則4年間において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び事業の実績)

第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2. 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第35条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2. この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備え置き、この法人の設置する私立学校に在籍する者その他利害関係者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3. 前項の規定に関わらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除くとして、同項を閲覧させることができる。

(資産総額の変更登記)

第36条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第38条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2. 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を、受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第39条 この法人は解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、国、地方公共団体、学校法人又は教育の事業を行なう公益社団法人若しくは公益財団法人のうちから解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定したものに帰属させるものとする。

(合併)

第40条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第41条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を得なければならない。

2. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定に関わらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第42条 この法人は、第35条第2項の書類の他、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿並びに証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、学校法人 国際学園の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第44条 この寄附行為の施行についての細則、その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(役員のパ賠償責任の免除)

第45条 役員は、その任務を怠ったときは、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 法人は、役員が任務を怠ったことによる損害が発生した可能性があるとき、その調査のため理事長指名による調査委員会を立ち上げることができる。
- 3 調査委員会は、理事長に調査結果を報告し、理事長は役員に任務懈怠がある場合は全評議員に対しその免除について諮問する。
- 4 役員はこの法人に対する賠償責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務遂行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合に限り、理事会の議決によって免除することができる。
 - (1) 第1項の規定に関わらず、第3項の諮問において全評議員が当該役員の損害賠償責任の全額免除に同意したとき 全額免除
 - (2) 当該役員以外の理事が出席した理事会において3分の2以上の議決があるとき 一部免除

ただし、総評議員に議決内容を通知してから2週間以内に1割以上の異論があった場合は認められない。

- 5 前項第2号の免除額の上限は役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た金額を上限とする。
- 6 第2項及び第3項において、理事長が賠償責任を負う可能性のある当該役員となった場合は、理事長を理事長不在の理事会と読み替える。

(責任限定契約)

第46条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でない者に限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(情報の公開)

第47条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄付行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

この改正は文部科学大臣の認可の日（平成 24 年 10 月 9 日）から施行する。

附 則

この改正は文部科学大臣の認可の日（平成 24 年 12 月 18 日）から施行する。

附 則

この改正は文部科学大臣の認可の日（平成 25 年 10 月 31 日）から施行する。

附 則

この改正は文部科学大臣の認可の日（平成 25 年 12 月 3 日）から施行する。

附 則

この改正は一部改正法の施行の日（平成 27 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この改正は文部科学大臣の認可の日（平成 28 年 8 月 31 日）から施行する。

附 則

この改正は文部科学大臣の認可の日（平成 29 年 3 月 31 日）から施行する。

附 則

この改正は文部科学大臣の認可の日（平成 29 年 11 月 16 日）から施行する。

附 則

この改正は文部科学大臣の認可の日（平成 30 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この改正は文部科学大臣の認可の日（令和元年 11 月 27 日）から施行する。

附 則

令和 2 年 3 月 24 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は文部科学大臣の認可の日（令和 3 年 6 月 2 日）から施行する。

附 則

この改正は文部科学大臣の認可の日（令和 4 年 10 月 17 日）から施行する。

附 則

この改正は文部科学大臣の認可の日（令和 5 年 5 月 29 日）から施行する。